

議 長	副議長	局 長	書 記	書 記

(様式2)



令和 6 年 10 月 18 日

香美市議会議員 小 松 紀 夫 様

会派及び代表者

(または議員名) 西 村 剛 治

調査研究等報告書

下記のとおり実施しましたので報告します。

記

1. 日程

● 令和6年8月7日 ～ 令和6年8月10日

2. 場所

- ① 全国市町村国際文化研修所（滋賀県大津市）
- ② 江北図書館（滋賀県長浜市）

3. 目的

- ① 市町村議会議員研修「自治体予算を考える」の受講
- ② コミュニティースペースの視察（私設図書館の取組み）

4. 該当する政務活動費の使途項目

● 研修費（区分：参加費、交通費、宿泊費）

5. 支出経費

● 25,355 円

6. 参加議員名

● 西村剛治

7. 調査研究成果の概要、所見

別紙 参照

8. 成果物、資料等

- ①カリキュラム、受講証明書
- ②パンフレット

9. 特記事項

なし

(裏面)

支出経費の内訳と金額 (最終)

区 分			金 額
交 通 費	鉄 道	自 JR 京都駅 /至 JR 唐崎駅 1 往復 自 JR 京都駅 /至 JR 木ノ本駅 1 往復	3,520 円
	船	自 至 往復	
	航 空	自 至 往復	
	バス・ タクシー代	自 高知 IC バスターミナル 至 京都烏丸 1 往復	13,400 円
	借上料	自 至 往復 km	
宿 泊 費		研修所内宿泊施設を利用	5,450 円
参 加 費		振込手数料含む	2,985 円
駐 車 場 代			
資 料 印 刷 費			
会 場 費			
講 師 謝 金	謝礼金		
	鉄 道	自 至 往復	
	船	自 至 往復	
	航 空	自 至 往復	
	バス・ タクシー代	自 至 往復 km	
	宿 泊		
	食事代		
	借上料		
合 計			25,355 円
(特記事項)			
・ JR 京都駅—JR 唐崎駅 区間運賃 (片道 240 円) ×2 回乗車			
・ JR 京都駅—JR 木ノ本駅 区間運賃 (片道 1520 円) ×2 回乗車			
・ 8/7 の高速バス (夜行) で移動 ・ 8/9 の宿泊は自費			

R6 8/8 JIAM「自治体予算を考える」

講師／金崎健太郎 武庫川女子大 教授

DAY①

●自治体予算の原則

POINT【何をもって自治体の財政が良い OR 悪いというのか？】

- ・予算がわかりにくい、見にくい理由 …S33 の古い行政用語をそのまま使っている
- ・予算とは？
 - 民間の場合 → 1 年間の行動の目安「目標」 ★『決算』が一番重要
 - 自治体の場合 → 1 年間の仕事を決めるもの「決算」は確認だけ ★『予算』が一番重要

※地方公会計 自治体予算を民間の指標で見たもの…

(原則) ①会計年度独立の原則(その年度の歳入は、今の住民に使う)

②総計予算主義(収入、支出のすべてを予算に計上する)

- ・予算の種類
 - ・当初予算／補正予算
 - ※増えた理由→国が補正を連発、補正を組まざるをえない ※補正は何度でも認められる
 - ・通年予算／暫定予算
 - ・骨格予算／肉付け予算
- ・会計年度独立の原則
(例外)
 - ・「逡次(ていじ)繰越し」
 - ・「繰越明許費」…1 回のみ それ以外は「事故繰越」(決算)
 - ・「繰上充用」翌年度の歳入を繰り上げて充用できる ※確実な税收があるから
- ・会計方式の違い
 - ・民間／複式簿記(未払い、未収金)3/31 で閉めれる →即決算可能!
 - ・行政／単式簿記(3/31 出納閉鎖 2 か月間は出納整理期間 過年度支出、収入)
→だから決算が遅くなる(秋)
 - ※残った分の「半分は材税調整基金」に入れなければならない
- ・総計予算主義の原則
【どうやって歳入予算額を見積もっているのか？】
 - ※予算規模は自治体の活動(=住民の利益)に関係する
 - ・「一時借入金」…1 年以内に返すもの ※限度額は決められている ★予算外
 - ・「地方債」…長期で借りるもの
- ・予算単一主義の原則
- ・予算公開の原則
 - 年 2 回以上財政事情の公表(法) ※方法はきまっていない

・予算の編成から成立・執行まで

★予算案を提出する権限は「長」に専属する ※ただし「条例」は議員からも提出できる

・予算の提案と議決

【議会に予算提案権を!?】…行政が執行する担保がない 財政運営の責任が不明確になる
→修正はできる 予算案提出期限が決められている(年度始めの 20 日前=3/12)

※否決→切り離した暫定予算を組む

【効果的な陳情タイミング?】…秋までにするのが理想

・議会における予算審議

★「修正」の範囲・制限 →修正はできるが別の「提案」はできない(提案権の侵害)
→「増額」の修正はできない「組換え」も

・「再議」の要請があった場合

①2/3 可決②法律優先(原案執行)③命を守るようなもの場合(不信任議決とみなす!)

④県へ不服申し立て

・「専決処分」…事後承認 ※元に戻すことは不可能

★専決処分を認めるものを決めておく(逸脱するものは違法性も…)

・「修正」…①付帯決議をつけて通す(拘束なし)①積極的に修正を行う

・予算を伴う条例案と予算の関係

【議会が給食費無料の条例を作ったら?】…予算の見込みが立たない間はそのような条例を通してはいけない(法)

★決算の審査は、予算につなげていく工夫をすべき →★政策評価を使う

●予算のチェックポイント

・「地方債」

・「証書借り入れ」 銀行と契約で

・「証券借り入れ」 債券発行で(巨額)

POINT【将来に向けて自分(市)のお財布を守る!】

※任期よりも先の見通しについて議論できるバランスが必要

★『歳入』…固く見積もるのではなく正確に見積もることが大切!

・「自主財源」…自分でとってくる財源 ⇔ 「依存財源」…国・県からくる財源

・「一般財源」…使途が決まっていない ⇔ 「特定財源」…使途が限定されている

●歳入のチェックポイント

・「地方税」…「固定資産税」「市町村民税」。

・「法人税」…「法人住民税」「法人事業税」 ※法人関係税は景気による税收変動が大きい

●地方交付税の仕組み

★憲法「生存権」(健康で文化的な生活を全国どこに住んでいても保障)→財源を保障する

①税收の多い自治体から少ない自治体へ「水平調整」

②一回国に集めておいて各自治体へ配分「垂直調整」←日本 ※自治体が多い

…国の財源の一部は最初から地方の物と決められている(特別会計)

- ・「普通交付税」94% ※年4回(4,6,9,11月)
- ・「特別交付税」6% 災害などのために最初からとってある ※2回(12,3月)

「A、基準財政需要額」－「B、基準財政収入額」＝『普通交付税額』

A…普通交付税の算定項目と「測定単位」と「補正係数」により算定 ※毎年みなされる(物価変動)

B…標準的な地方税収入×75%

※税徴収する努力がなくならないように25%を「留保財源」とする

※A<Bになれば「不交付団体」となる

※「測定単位」は交付税算定のための基準。他の算定に使うのは自治体私大

●「臨時財政対策債」について

- ・自治体の税収減 →自治体の足りない部分を国が借りて配っていた →国も税収減に
→行政改革
→交付税をやめて各自治体で借りてもらう!(自治体の借金)
※これまで…用途が限定(道路、橋など)。長く返していく(世代間格差) →今必要なお金
★有利な起債のこと? 有利とは? ※調べる

●課税自主権

- ・自治体で税を決めれる時代である 合意/同意により実施

★ふるさと納税は寄付金なので交付税の算定対象には入らない
(増えても減っても交付金に影響がない)

DAY②

POINT【すべての自治体指標は決算によって作られている】 ※予算の指標はない
【予算は木 森を大きく見るのも必要?】

●採取に関する基本

- ・「義務的経費」…人件費、扶助費、公債費 …削れない経費
→比率が大きくなるのは問題
『ラスパイレス指数』自治体の給与水準を国家公務員と比較した指標
- ・「投資的経費」「その他の経費」
- ・『繰出金』 ※予算書ではひとまとめで高額で出てくることが多い(国保、介護保険)
→特別会計などには『繰入金(収入)』として記載されるので注意! ※繰り出し基準有
★独立採算であっても一般会計が負担して国保料の上昇を抑えている場合も

●決算について

- ・議会は「認定」か「不認定」を行う →不認定になってもすでに執行した収支は有効。
(長の道義的責任のみ)
★全体ではなく 個々の事業に着目して全体を不認定する
・執行の問題点を指名して次年度の予算に反映させる取り組み
【歳入】・「不納欠損」取らないことにした額(放棄) ※自治体の基準
・「収入未済」

【歳出】・「不用額」★なぜ余ったか？ 良い余りか悪い余りか聞かなければわからない

・「実質収支」最終的な赤字黒字を判断するもの ※ほぼ全ての自治体が黒字
(赤字は1自治体のみ)

●財政を診断する

・〈総務省〉財政状況資料集、類似団体比較

【なぜ決算書の数字とは異なる？】※自治体ごとに一般会計と特別会計の区別が異なるので揃えるため置き換ええる

→「普通会計」「公営事業会計」

●財政指標の意味

・「実質収支」赤字になりそうなら年度内に埋めている…

・『実質収支比率』…3~5%が望ましい(少し残るくらい) になるように最終予算を組んでいる

→黒字=議会が使い道を決められなかった OR 行政が仕事をしなかった

・「単年度収支」…前年度の(黒字)と比較 ※増→現金が余った 減→現金が不足した
→年度末で余りそうだったら 基金などに積むのが多い 繰り上げ償還もある

・★「実質単年度収支」最も需要！ 取り崩したほうが多い(赤字)

→赤字継続…財政の危険水域へ

・『財政力指数』※3年間の平均値

高い…税収をとってくる力が大きい →留保財源が大きい(財源に余裕がある)

※1.0を超えると不交付団体になる

基準財政需要額 - 基準財政収入額 = 普通徴税額

・『経常収支比率』

→なんにでも使える「一般財源」のうち必ず出ていく「経常的な収支」の割合

「低い」…自分たちで判断して使える予算が多い

※90%を超える自治体が多い

★低い理由を分析して、サービス、施設運営などに問題なければ「低い」ことは良いと判断できる

★高齢化に伴い必ず出ていく「扶助費」が増えている

「高い」…新しいニーズが出てきたときに使えるお金がない(余裕力がない)

…基金、貯金をとりにくくしている

・『健全化判断比率』※タ張市きかけ、「財政健全化法」が作られ、指標が決められている
…一般会計の外(特別会計、3セク)で借金をしていた!

・『実質公債費比率』

…実質的な借金返済額の大きさを、その団体の財政規模に対する割合で表したもの

・過疎債…自治体が借りて75%は交付税として帰ってくる

・合併債…戻ってくる

→これらは除かれて比率は計算されている

・『将来負担比率』将来的に市民の負担になりうるものを合わせたもの

●「地方公会計」の活用

・「公会計」石原慎太郎が公約 →都庁に入れた

★市は作らなければならない →しかし公開状況はまちまち

問題点 →自治体の持つ資産をすべて記載できるのか？

道路、山林、ため池（そもそも売らないものを価値化できるのか…）

→財産のリストすらない →固定資産台帳を整備した →決算統計を利用して算定

「現金主義会計」官庁 退職金積立てない

「発生主義会計」民間 // 積立てている

★公共施設のマネージメントに効率的に推進することが可能となる！ 履歴になる

●まとめ

・事務事業評価 →決算に使えれば BEST ただし作業量が多くなる

→評価に議員が入る議会も

・特別委員会（決算）へ市長、副市長の出席を本来求めるべき

・財源確保

★共施設の適正化 ※大きな課題

プール 市民ホールなど 他市と共用すみ分けては？ 広域連合していいは？

★フルセットで揃える必要はない

固定資産台帳などを活用して

上下水道のインフラ整備 人口減で今後の対応を考えていく必要がある

★上下水道の所管を厚労省→国交省へ移管した 県の役割を担ってもらう

・歳出の効率化（アウトソーシング、ICT）スマートシティー失敗 業務委託が多い

市民報告システム パトロール減らす

指定管理制度 サービス向上が目的だったはず 責任体制が明確になっているか？

★予算作成に議員、議会がかかわる仕掛けがあれば…

議会と執行部のコミュニケーションのあり方

議会对策（壁） →協働になっていない

・財政調整基金と特定目的金

→収入の変動を埋めるための（調整弁） それ以上持つことは推奨されない

（バッファが大きいと市民から見えない）

→災害に使いたいので対応基金を作るべき

令和6年度 市町村議会議員研修 [2日間コース] 「自治体予算を考える」

月日	曜日	(敬称略)				
		1時限 (9:25-10:35)	2時限 (10:50-12:00)	3時限 (13:00-14:10)	4時限 (14:25-15:35)	5時限 (15:50-17:00)
8/8	木		11:00-12:00 受付 11:30- 屋食 12:30- 開講式・ 開講オリエンテーション 入寮オリエンテーション	【講義】 (13:00-14:00) 自治体予算の原則	【講義】 (14:15-16:30 途中15分休憩有) 歳入・歳出予算の基礎と そのチェックポイント 武庫川女子大学経営学部 教授 金崎 健太郎	【演習】 (16:45-17:30) グループ討議 18:00-交流会
				【講堂】 【大教室1・2】		
8/9	金	【講義】 財政の現状把握 ～財政診断～	【講義】 財政の現状把握 ～地方公会計の活用～ 武庫川女子大学経営学部 教授 金崎 健太郎	【演習】 (13:00-13:40) 意見交換 (13:40-13:50) 休憩(移動) (13:50-15:00) 発表・質疑・まとめ	15:00-15:15 閉講・事務連絡 ※「受講証明書」の再発行はできませんので 紛失されないようご注意ください。	
		【講堂】 【大教室1・2、講堂】			【大教室1・2】	

◎日程は、都合により変更になる場合があります。

(令和6年8月8日現在)

名札の色：白色、研修担当：津田・岡本

受講証明書

団 体 名 : 高知県 香美市

所属・氏名 : 香美市議会 議員 西村 剛治

研 修 名 : 令和6年度市町村議会議員研修 [2日間コース] 「自治体予算を考える」

期 間 : 令和6年8月8日 (木) ～ 8月9日 (金)

上記の研修を受講したことを証明します。

令和6年8月9日

全国市町村国際文化研修所
学 長 荻 澤 淑



【領収証】



各種代金お支払い 払込受領証（お客様控え）

Customer Copy

受付日 2024年07月16日 時間 16時43分 お支払い金額 13,400円
29350-0 香北町美良布
予約番号 07118015981 ジェイアール四国バス株式会社

お客様氏名 ニシムラタケジ
高知EXP号/京阪神ドリーム高知号0026乗車日：2024/08/07 出発時刻：22:56発
高知中央インター⇒京都駅中央口 烏丸
高知EXP号/京阪神ドリーム高知号0123乗車日：2024/08/10 出発時刻：18:10発
京都駅中央口 烏丸⇒高知中央インター

お支払い後の返金は当店ではお受けできません。お支払い内容、領収書に関しては下記へお問合せください。 収納代行会社
お問い合わせ先： JR四国バス予約センター ウェルネット株式会社
電話： 087-825-1657 受付時間： 08:00-19:00

※本紙は乗車券ではありません。領収書はWebサイト
からダウンロードできます。https://bus.norimono.jp/

申込No.：2935071986018298
この明細書は大切に保管してください。

《四銀》キャッシュサービス
ご利用明細票
毎度ご利用いただきありがとうございます。
ただいまのお取引の明細は下記のとおりでございます。ご確認ください。 四国銀行

お取引日	06-08-14	取引店番	0281	口座番号	00P0 7288
取引番号	0175028101001****018				
取引区分	お支払		お取引金額	¥8,050	
お取引後の残高					
お支払前残高					
お支払後残高					
¥385					

お受取人
滋賀銀行
唐崎支店
普通預金
サイゼンコーポレーション株式会社
様
ご依頼人
カミシギカイ様
090-3972-8698
16:42

※裏面に「ご案内」を記載しています。

公共交通機関利用運賃 計算表

利用日	区間	運賃	
2024/8/8	JR京都 → JR唐崎	240	運賃 (JR/在来線)
2024/8/9	JR唐崎 → JR京都	240	運賃 (JR/在来線)
2024/8/10	JR京都 → JR木ノ本	1,520	運賃 (JR/在来線)
2024/8/10	JR木ノ本 → JR京都	1,520	運賃 (JR/在来線)
合計		3,520	円